THE LEGISTAN

中学生用租税教育教材

令和6年度版 かたしたちの上上によっている。



はじめに

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、 申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、健全な納税者意識を醸成することにあ り、当租税教育推進連絡協議会では、教育及び税務関係者が協力して租税教育を推進し、その 効果を高めることを目的に活動を行っております。

平成 23 年11月に、租税教育に関係する3省庁(文部科学省、総務省、国税庁)による「租税教育推進関係省庁等協議会(中央租推協)」が発足し、「各学校段階における租税教育の充実」に向けて関係省庁が定期的、継続的に協議することとし、中央省庁レベルにおいても連携して租税教育の充実を目指す環境が整備され、平成25年5月には租税に関する指導内容を明記した学習指導要領の着実な実施が合意されております。

また、平成29年3月に改訂された文部科学省「中学校学習指導要領」では、公民的分野の「2 内容」「(B) 私たちと経済」「(2) 国民の生活と政府の役割」において、「ア(イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。」、「イ(イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。」とあり、さらに「3 内容の取扱い」において、「(3) イ(イ)「財政及び租税の役割」については、財源の確保と配分という観点から、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて考察し、表現させること。」と記載されております。

この冊子は、このような趣旨を踏まえ、中学生用租税教育教材「わたしたちの生活と税」の補助教材として、指導者用に作成したものです。

各ページに対応した参考資料を掲載しておりますので、是非、ご活用ください。

| | 【目》次】 |
|----------|--|
| ・はじめに | |
| ・授業パター | ン例 |
| ・1. わたし | たちと税のかかわりについて |
| ・2.なぜ、 | 税を納めなければならないのだろう? |
| ・3. 国の財 | 政を見てみよう |
| · 4. 和歌山 | 県の財政はどうなっているのだろう? |
| ・5. 税の国 | 際比較 |
| ・6. これカ | ・ らの社会と税を考えてみよう |
| ・税の学習フ | プリント |
| ・税金クイス | ······································ |

授業パターン例

| 対 象 | 中学3年生 |
|------|------------------------|
| 到達目標 | 「税の役割を知り日本の財政を考える」 |
| 使用教材 | 中学生用租税教育教材「わたしたちの生活と税」 |
| 時 間 | 50分 |



| 所要時間 | 項目 | 備考 |
|------------------|--|--|
| 10 /3 | わたしたちと税のかかわりについて考え てみよう ※どんな公共サービスや公共施設があるの? なぜ、無料で公共サービスを受けたり、公 共施設が利用できるのだろう。 | 税について知っていることを問いかける。 わたしたちの生活と税 P 1 簡単なクイズを交えながら、税に関心を持たせる。 |
| 10 5) | なぜ、税を納めなければならないのだろう? 民主主権の下、国民の代表が税の使い道を決めることを理解させる。 →「税の本質」の理解へ | わたしたちの生活と税 P2~4 |
| 25 /) | 国・地方の財政を見てみよう 国・地方の財政を知り、税の使い道を理解させる。 税の国際比較と、これからの社会と税を考えてみよう 社会経済情勢、国際比較などを参考に、国の財政の現状と課題について理解させる。 | わたしたちの生活と税 P5~10 |
| 5 分 | まとめ・感想等 持続可能な社会のために、負担と受益のバ ランスと改善策について考えさせる。 | |

1. わたしたちと税のかかわりについて (生徒用P1)

【学習のねらい】

税についての学習を始めるに当たって、まず税に興味を持たせる。身近な公共サービスや公共施設(いわゆる「公的サービス」)にどれくらいの費用がかかっているのかを具体的に示し、これらが「税で賄われていること」を理解させる。

(学習活動)

税が私たちの生活にどのようにかかわっているのかを理解させ、身近なところに多く使われている事例を通して税とは何かを考えさせる。

【参考】租税教育用教材「ご案内しますアナザーワールドへ」(DVDアニメ)

■公的サービスと政府の役割

日々の生活に必要な様々な財やサービスが消費されています。この中には市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないものがあり、それらは政府が公共サービスとして提供しています。外交、防衛や警察、消防、司法などは、誰もがその負担の有無にかかわらず便益を受け、ある人が便益を受けても他の人の便益を妨げないという性格から、市場からは全く提供されない可能性があります。また、生活や産業を支える基盤となる水道や道路などの社会資本、次代を担う人材を育成するための教育、安心できる生活を確保するための社会保障などは、市場のみに委ねた場合には必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがあります。

生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するための公的サービスは、なくてはならないものです。これらは、およそ国というものが形成されるようになって以来その基本的な役割とされてきました。また、水道や道路といった社会資本は、便利で快適な生活を送ったり、産業を発展させ経済的に豊かな社会を築いたりしていくために、また、自然環境を守ったり災害を防いだりするために、重要な役割を果たすものです。

さらに、教育によって子どもたちが社会生活に必要な能力を取得していくこと、貧しい人を社会全体で支えたり、病気、障がい、老齢に伴う生活不安を取り除いたりすることなどを通じて、より安定した社会を築いていくことが可能となります。

以上のように、公的サービスは、家計や企業の働きを補完し、広く社会の構成員全体の利益にかなう役割を果たしており、私たち国民は、日々、様々な公的サービスの便益を享受しています。公的サービスは、社会を形成し、その社会を安全で安心できるものとし、経済活動などを通じて豊かなものとしていく上で欠かすことのできないものです。

■租税の基本的な機能

政府が提供する公共サービスは、国や社会を成り立たせるために欠かすことのできないものですが、その 提供には費用がかかりそれを賄う財源が必要となります。様々な公共サービスの中には個々人が受ける便益 が明確なものがあり、そのような場合には手数料や保険料といった形で費用を賄うことになります。しかし、 公共サービスは、基本的には社会の構成員が広く便益を受けるものですから、個々人にとっての受益と負担 とを直接結び付けることができない性格のものです。このため、公共サービスの費用は、価格を付け、その 対価を調達できないことから、直接の反対給付を伴わない租税という形で賄うことになります。

このように、租税の基本的な機能は公共サービスの財源を調達することにあります。租税は、社会を成り立たせるためになくてはならないものですから、民主主義社会では、社会の構成員である国民が自ら負担しなければなりません。また、公共サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることからも、租税は皆で広く公平に分かち合うことが必要です。このようなことから、租税は「社会の会費のようなもの」であると言えます。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう(生徒用P2~4)

【学習のねらい】

税金は、国を維持、発展させていくために欠かせないものであるため、憲法30条で税金を納めること(納税)を国民の義務と定めていることを理解させる。また、同法84条で租税の課税又は変更は法律の定めによるとし、民主主義国家である日本においては、国民の代表者からなる議員が議会で定めた法律によってのみ租税が賦課される租税法律主義を理解させる。

(学習活動)

選挙年齢が18歳に引き下げられ、また、令和4年度からは成年年齢も18歳に引き下げられたことに鑑み、主権者意識を持ち、国家及び社会の担い手として、税金を納め、その使い道に関心を持つ必要があることに気づかせる。

■税の本質とは

- ・税は公共サービスの対価
- ・自らの代表が、歳出の在り方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないこと は表裏一体
- ・税を納めるだけではなく、使い道を監視する(関心を持つ)ことも納税者として重要

■租税と民主主義

① 歴史的に民主主義が確立していく過程で、国民一人一人が社会や国の運営に参加する権利と義務を有するようになってきたことに伴い、社会共通の費用を賄う租税は国民一人一人が広く公平に分担する必要があるという考え方が浸透してきました。

租税については、公共サービスの財源としてどの程度のものが必要か、それを具体的に誰が、どのように分担するか、というルール(税制)が必要です。民主主義の下では、このルールは最終的には国民の意思によって決定されます。租税を納めることは自らの受益と直接関係なく金銭等を拠出するものですから、あらかじめ定められた手続に基づいて国民の合意の下にルールが決められなければなりません。一方、国民皆がルールに基づいた納税を行わなければ、必要な税収は集まらず、また、不公平が生じますので、ルールに強制力を付すことによって実効性を持たせる必要があります(これが国家の課税権と言われるものです。)。

このようなことから、日本国憲法では、納税を国民の義務とし、また、租税法律主義を明記しています。

② 議会制民主主義の下では、税制は主権者である国民の意思を反映して議会で決められます。具体的には、国権の最高機関であり国民の代表で組織される国会で法律として議決されなければなりません。実際に国会の場で審議するのは国民の代表者ですが、私たち国民は代表者を選出することを通じてその議論に参加するほか、様々な場で議論に参加していくことが必要です。

租税は、公共サービスと表裏一体であり、国民が自ら拠出するものです。また、税制は経済社会と相互に深く関係しています。このようなことから、私たち一人一人が、国民として、納税者として、かつ有権者として、税制について考え、議論に参加することが求められることとなります。

出典:「政府税制調査会答申(平成12年7月14日)『我が国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-』」(内閣府)

(参考) -

① 日本国憲法の規定

- ・第30条 【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- ・第84条 【課税】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によること を必要とする

② 大島訴訟

「サラリーマン税金訴訟」判決として有名な最高裁昭和60年3月27日大法廷判決(民集39巻2号247頁)では、「租税は、国家が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付である」と判示されている。

※大島訴訟判決も「およそ民主主義国家にあっては、国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担すべきものであり、我が国の憲法も、かかる見地の下に、国民がその総意を反映する租税立法に基づいて納税の義務を負うことを定め」(30条)、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としている(84条)」と述べている。

- (参考) -

① 福澤 諭吉 (1835~1901年)

明治時代の啓蒙思想家・教育家。慶応義塾大学創設者。

② 「学問のすすめ」

1872年から1876年までに発表した17編の小冊子。当時の大ベストセラーとなり、1880年までに70万部に及んだと 伝えられる。

福澤が初めて新しい時代の方向を示す思想を展開し、人間平等、実学の重要性、国家の独立、新しい社会の建設を説いている。

■税負担の公平について

社会の会費のようなものである税をルールに基づいて納税してもらうためには国民の公平感(納得感)が必要です。一言で公平といっても、様々な指標があるため、日本の税制度はいろいろな税を組み合わせることによって、全体として、公平に税を集められるように工夫されています。

公平の原

則

① 水平的公平:等しい負担能力のある人(経済力が同じ人)は等しい負担をする(消費税や個人住民税は、税率は一定だが課税対象額が多くなるほど税額が多くなる仕組み「比例税率」)。

② 垂直的公平:負担能力の大きい人はより大きな負担をする(所得税や相続税などは、 所得など課税対象額が多くなるほど税率が高くなる仕組み[累進税率])。

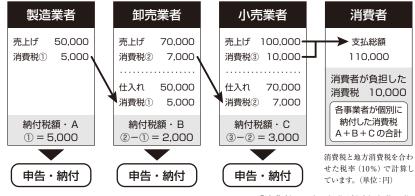
③ 世代間の公平: 高齢者の世代と若年者の世代など、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかどうかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかという観点から考える。

■消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。

【消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ】



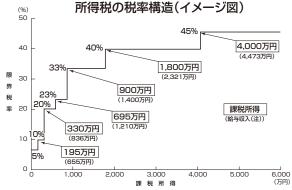
「消費税のしくみ」(国税庁)を基に作成

商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である 事業者が納めます。

■所得税の仕組み(累進課税制度)

所得が多くなるにしたがって税率が段階的に 高くなる累進税率を適用して、納税者がその支 払能力に応じて税を負担するしくみとなってい ます。

所得税の最高税率はかつて 70%の時もありましたが、平成 27 年分以後現在の最高税率は 45%で7段階となっています。



(注)夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。 出典:「個人所得税の税率等の推移」(財務省)

■主な税の種類と分類(令和6年1月現在)

| | | | 所得課税 | 消費課税 | 資産課税等 |
|-------------|-------|-----|---|---|--|
| 国 | 直接利 | 三安光 | 所得税・法人税 復興特別所得税 地方法人税 特別法人事業税 森林環境税(令和6年4月から) | | 相続税贈与税 |
| 税 | 間接税 | | | 消費税・酒税・揮発油税・地方揮発油税 石油石炭税・石油ガス税・関税 航空機燃料税・たばこ税・たばこ特別税 自動車重量税・電源開発促進税・とん税 特別とん税・国際観光旅客税 | 印紙税 登録免許税 |
| | (都) 造 | 直接税 | (都)道府県民税 事業税 | 自動車税 (環境性能割・種別割) 狩猟税・鉱区税 | 不動産取得税 固定資産税(都税) |
| 地 | 道府県税 | 間接税 | | 地方消費税・(都) 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税・軽油引取税 | |
| 地 方 税 | 市 (区) | 直接税 | 市(区)町村民税 | 軽自動車税(環境性能割・種別割) 鉱産税 | 固定資産税・特別土地保有税 事業所税・共同施設税・水利地価税 都市計画税・宅地開発税・国民健康保険税 |
| | 町村税 | 間接税 | | 市(区)町村たばこ税 入湯税 | |

「税の種類に関する資料」(財務省)、「地方税の概要」(総務省)を基に作成

※地方税の表記について

へ起力がいる。 地方税法では、1条1項4号において地方税を「道府県税又は市町村税をいう」としていますが、都や区については1条2項において「道府県に関する規定は都に、 市町村に関する規定は特別区に準用する」とされていることから、(都)及び(区)を併記しています。

身の回りの税

車を買ったとき:消費税・地方消費税・自動車重量税・自動車(軽自動車)税(環境性能割)

車を所有している間:自動車(軽自動車)税(種目別)

ガソリンに係る税:消費税・地方消費税・揮発油税・地方揮発油税

軽油に係る税:消費税・地方消費税・軽油引取税

たばこに係る税:消費税・地方消費税・たばこ税・たばこ特別税・(都) 道府県たばこ税・市(区) 町村たばこ税

分かりにくい 税 とん税・特別とん税 — 外国貿易に従事する船舶が寄港した時に係る税 石油石炭税 — 原油・石炭・輸入原油・輸入石油製品などに係る税

石油ガス税 ― 自動車燃料用プロパンガスに係る税

消費税クイズ

① 消費税はいつ導入されたでしょうか。

A 令和元年 B 平成元年 C 昭和47年 (答え B 平成元年)

② 税率は10%ですが、導入時は何%だったでしょうか。

A 3% B 5% C 8% (答え A 3%)

【解説】

平成元年 4 月に 3 %で導入された消費税は、その後、平成 9 年 4 月に 5 %、平成26年 4 月に 8 %、令和元年10月に10%(軽減税率制度導入)に引き上げられました。

消費税は、年金、医療、介護及び子育て支援など、全世代を対象とする社会保障の充実・安定化と財源健全化のために使われています。

3. **国の財政を見てみよう**(生徒用P5~6)

【学習のねらい】

国の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、税がどのように使われているかを理解させる。 また、国の財政状況を認識させるとともに、財政の役割について理解させる。

(学習活動)

国の一般会計当初予算及び歳入・歳出の状況から読み取れることを発表させる。財政赤字及び公債発行額の状況を身近な家計に例えて理解させ、納税者として国の財政の在り方や財源の確保と配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせる。

■社会保障関係費 37兆7,193億円

私たちが安心して生活していくために必要な年金、医療、介護、少子化対策、生活扶助等社会福祉、保健 衛生対策、雇用労災対策に使われています。

■公共事業関係費 6兆828億円

公共事業関係費は、道路や港湾、住宅や下水道、公園、河川の堤防やダムなど、社会経済活動や国民生活、国土保全の基盤となる施設の整備に使われています。私たちの身近にある施設にお金が使われていることに注目しましょう。

■文教及び科学振興費 5兆4,716億円

文教及び科学振興費は、教育や科学技術の発展のために使われています。

| | 文教及び科学振興費の割合 | | | 3 1.3% | | | |
|---|--------------|-----------|-----|---------------------|-------|--|--|
| | ① 28.6% | ② 25.8% | | 42.1% | | | |
| 1 | 義務教育費国庫負担金 | 1兆5,627億円 | 小中学 | 生のために | | | |
| 2 | 科学技術振興費 | 1兆4,092億円 | 宇宙開 | 発や海洋開発などの科学振興のために | | | |
| 3 | 公立文教施設費 | 732億円 | 校舎や | 体育館などの建設のために | | | |
| 4 | 教育振興助成費等 | 2兆3,087億円 | 教科書 | の配付や国立大学法人・私立学校の援助 | Jのために | | |
| 5 | 育英事業費 | 1,178億円 | 経済的 | 理由により、修学に困難がある優れた学会 | 生のために | | |

■地方交付税交付金等 17兆7,863億円

地方公共団体(都道府県や市区町村)は、私たちの日常生活に密接に結びついている教育・警察・消防・環境衛生・生活保護などの公共サービスを行うため、地方税を集めています。

しかし、その地域の経済状況などによって、それぞれの地方公共団体の財政力に違いがあります。

そこで公共サービスに格差が生じないよう、国が地方公共団体の財政力を調整するために支出するのが、地方交付税交付金等です。

■経済協力費 5,041億円

世界には、多くの人々が貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見過ごすことのできない深刻な事態の国々があります。こうした国々の生活環境を改善するには、国際社会が協力して援助する必要があります。日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力を行い、自立を支援しています。

出典:「令和6年度予算」(財務省)

主要国の政府開発援助(ODA)の比較 (2022 年贈与相当額ベース)

7メリカ 605.2

ドイツ 356.4

日本 175.0

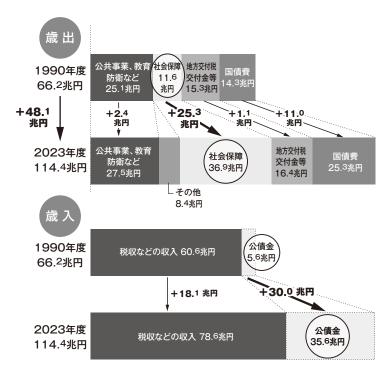
7ランス 160.1

157.6

0 200 400 600 800 (単位:億ドル)

■財政構造の変化

- ○1990年度と現在の歳出を比較すると、 社会保障関係費や国債費が大きく伸 びています。特に社会保障は年金、 医療、介護、こども、子育てなどの 分野に分けられ、国の一般会計歳出 の約1/3を占める最大の支出項目と なっています。
- ○歳出の増加に対し歳入は、<u>経済成長</u> <u>の停滞などが影響して税収の伸びが見</u> <u>合っておらず、不足分を借金に頼って</u> <u>いる</u>ため、公債金は約6倍と大幅に増加しています。

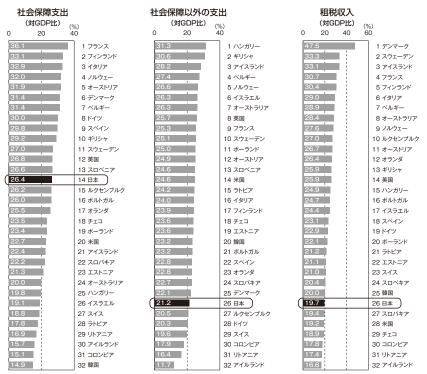


(注) 当初予算ベース

出典: 「これからの日本のために財政を考える(令和5年10月)」(財務省)

■諸外国の支出と税収の規模

財政構造を諸外国と比較する と、現在の日本の社会保障支 出の規模は対GDP比で国際的 に中程度であるのに対し、社会 保障以外の支出規模は低水準で あり、これらを賄う税収の規模 も低い水準となっています。



(出所) OECD "National Accounts"、"Revenue Statisics"、内閣府「国民経済計算」等

(注) 日本は2020年度実績値。オーストラリア、アイルランドは2020年実績値(コロンビアは2019年実績値、リトアニアは2017年実績値)。 それ以外の国は推計による2020年暫定値。

出典:「これからの日本のために財政を考える(令和5年10月)」(財務省)

■公債残高の課題

日本では毎年のように歳入の不足を補うために国債(赤字国債)を発行し、公債残高は年々積み上がっています。さらに、国の政策や事業には、国の財政状態や国民の生活のためにタイミングよく行わなければならないものがあり、2020年度は新型コロナウイルスによる経済危機への緊急対策のため新規国債発行額は過去最高となっています。過去には、阪神淡路大震災(1995年)や東日本大震災(2011年)という大規模な自然災害時やリーマンショク(2008年)という世界金融危機の際にも国の経済や国民の生活を立て直すために国債が発行されました。

令和6年度当初予算では約35兆円の国債が発行され、令和6年度末の公債残高は約1,105兆円になると見込まれています。これは、一般会計税収※の約16年分に相当し、将来世代に大きな負担を強いることになります。

4. 和歌山県の財政はどうなっているのだろう? (生徒用P7~8)

【学習のねらい】

私たちの県の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、地方では、主としてその地域に住む 人々の豊かな暮らしと安全のために税がどのように使われているのかを理解させる。

(学習活動)

私たちの町の財政を調べ、財政の役割や租税の意義などについて考えさせる。

■**令和6年度 県税収入予算額** 県税942億円

| 内訳 | 単位:億円 | 割合 | 項 目 説 明 | | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 個人県民税 | 302 | 32.1 | 1月1日現在で、県内に住所や事業所などを持っている個人にかかる税 | | | | | |
| 地方消費税 | 205 | 21.8 | 消費税と同時に、商品・製品の販売、サービスの提供などに対してかかる税 | | | | | |
| 法人事業税 | 193 | 20.5 | 県内に事務所等を設けて事業を行う法人にかかる税 | | | | | |
| 自動車税 | 119 | 12.6 | 県内に主たる定置場を有する自動車を取得した時や所有している者にかかる税 | | | | | |
| 軽油引取税 | 59 | 6.2 | 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りに対してかかる税 | | | | | |
| 法人県民税 | 21 | 2.2 | 県内に事務所等や寮などを持っている法人にかかる税 | | | | | |
| 不動産取得税 | 16 | 1.7 | 県内の不動産を取得した者に対してかかる税 | | | | | |
| 県たばこ税 | 11 | 1.2 | たばこ卸売業者等が県内の小売販売業者に売り渡したときにかかる税 | | | | | |
| 個人事業税 | 12 | 1.3 | 県内に事務所等を設けて事業を行う個人にかかる税 | | | | | |
| その他 | 4 | 0.4 | 県民税利子割・ゴルフ場利用税・狩猟税・鉱区税 | | | | | |

■和歌山県の県債残高

令和6年度末見込み 1兆827億円

県 民 1 人 当 たり:約122万円

■県債残高の推移

| 平成13年度 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和5年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 6,414億円 | 6,910億円 | 8,759億円 | 9,999億円 | 1兆950億円 |

■一般会計予算(当初予算)を和歌山県の人口で割った1人当たりの支出額の推移(概算)

(各年度は3月1日現在の推計人口を基準として計算した。)

(単位:円)

| 年度 区分 | 教育費 | 商工費 | 土木費 | 公債費 | 民生費 | 警察費 | 農林水産業費 | 衛生費 | 災害復旧費 |
|-------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 令和4年度 | 120, 265 | 99, 320 | 81, 531 | 74, 595 | 90, 719 | 31, 585 | 25, 916 | 42, 541 | 7, 749 |
| 令和5年度 | 119, 008 | 104, 660 | 84, 131 | 79, 877 | 91, 398 | 31, 257 | 25, 017 | 47, 056 | 7, 460 |
| 令和6年度 | 124, 942 | 104, 019 | 85, 513 | 86, 505 | 92, 836 | 33, 239 | 26, 111 | 21, 759 | 15, 996 |



日本国民が1日卵1個(約60g)のごみを減らすと、1年間で約1,600億円の税金を節約できます。

【計算根拠】

1人1日約60gごみを減らすと、1年間で約22kg減らすことができます。これを日本の人口約1億2,550万人 (令和3年10月1日現在) に乗じると、約269万トンになります。そして、これに1トン当たりのごみの処理費用約59,500円をかけると、約1,600億円となります。 (注) 1トン当たりのごみの処理費用(約59,500円) =令和3年度の清掃費(2兆4,384億円) ÷年間排出量(4,095万トン)

■紀の国森づくり税の使い道

令和3年度に実施した事業の合計は2億7.097万円となり、これまで実施した事業の総額は37億円となっています。

| | 令 | 和 | 3 | 年 | 度 | 使 | 途 | 事業費(円) |
|-----------|----------------------------------|------------|---|--------------------|-----|------------|-------------|-------------|
| 公 募 事 | 業 | | | | | | | 5,523,683 |
| | | | | | | | | 265,445,850 |
| | 1 | 環境係 伐や竹 | | 46,102,600 | | | | |
| 県が取り組んだ施策 | | | | 推進事 世代を i学校・ | 担う子 | 47,028,562 | | |
| | 市町村民の森事業 (市町村民がふれあう森林公園等の整備等) | | | | | 16,423,473 | | |
| | | その | 他 | | | | 155,891,215 | |

平成19年4月1日からスタートした紀の国森づくり税は、令和4年4月1日から更に5年間延長されました。 紀の国森づくり税のような県独自の税としては、琵琶湖森林づくり県民税(滋賀県)、京都府豊かな森を育てる府 民税(京都府)、森林環境税(大阪府、奈良県)、県民緑税(兵庫県)などがあります。

■国と地方の主な行政事務の分担

(総務省HPより)

| 分 | 野 | 公共資本 | 教 育 | 福祉 | その他 |
|----|-------------|---|---|---|--------------------|
| [3 | Ē | 高速自動車道 国道 一級河川 | 大学 私学助成(大学) | 社会保険 医師等免許 医薬品許可免許 | 防衛 外交 通貨 |
| 地 | 都道府県 | 国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 港湾 公営住宅 市街化区域,調整区域決定 | 高等学校 特別支援学校 小・中学校教員の給与・ 人事 私学の助成(幼~高) 公立大学(特定の県) | 生活保護 (町村の区域) 児童福祉 保健所 | 警察 職業訓練 |
| 方 | 市 町 村 | 都市計画等 (用途地域, 都市施設) 市町村道 準用河川 港湾 公営住宅 下水道 | 小·中学校 幼稚園 | 生活保護(市の区域) 児童福祉 国民健康保険 介護保険 上水道 ごみ・し尿処理 保健所(特定の市) | 戸籍 住民基本台帳 消防 |

※平成30年4月以降、国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県に変更

教育費の行政機関別負担割合 (令和5年4月現在) <公立小・中学校の割合>

| 区分 | 負 担 | 割合 |
|------------|-----|--------------|
| | 国 | 地 方 |
| 先生の給料 | 1/3 | $2 \angle 3$ |
| 教科書 | 1 | |
| 実験器具等購入(※) | 1/2 | 1/2 |

※国の補助を受けるためには一定の要件が必要

■和歌山県の参考データ

<救急・消防>

令和4年中に和歌山県内で発生した火災の総件数は352件(対前年52件増)でした。

救急出動件数は 55,518 件 (対前年 6,443 件増) でした。1 日平均約 152 件救急隊員が出動したことになります。

<犯罪と交通事故>(和歌山県警察HPより)

令和5年中に発生した刑法犯罪の認知件数は4,028件(対前年590件増)でそのうち重要犯罪の認知件数は62件(対前年22件増)です。また、交通事故の発生件数は1,355件(対前年34件減)です。

くごみ>

令和3年度の和歌山県でのごみの排出量は317,619トン(前年比98.1%)

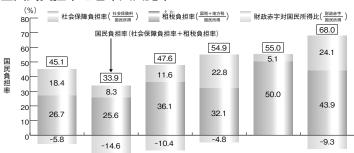
1人1日当たりの排出量は約948gでした。(令和3年4月1日現在の推計人口により計算)

税の国際比較 (生徒用P9)

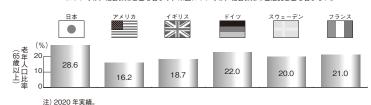
【学習のねらい】

諸外国の税金を知ることにより、税の在り方を考える目安とする。

■国民負担率と老年人口比率



- 注) 1. 日本は 2024 年度(令和6年度)の見通し、ドイツについては推計による 2021 年暫定値、それ以外 の国は 2021 年実績値。 2. 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの) ベース。ただし、日本
 - については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない



出典:「令和5年版高齢社会白書」(内閣府)

社会保障の進んだ国では、社会保障の 必要な老年人口の割合に比較して、国民

所得に占める割合のことです。

国民負担率とは、租税負担と社会保障

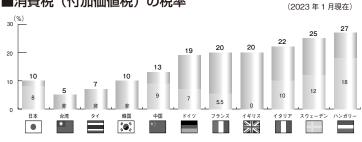
負担(社会保険料など)の合計が、国民

負担率(社会保障負担率や租税負担率) が高くなっています。(高福祉・高負担)

日本の国民負担率は、主要先進国に比 べると低い水準にあります。

これは、公共サービスや社会資本の提 供に対し、相応の負担を行わず、公債金 収入で賄ってきたからです。その結果、 財政赤字という形でその負担を将来の世 代に先送りしていると考えられます。

■消費税(付加価値税)の税率



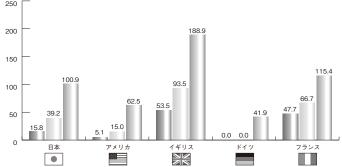
- 注) 1. 米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、地方税として、売買取引に対する小売売上税が存在します。 (例: ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)
 - 上記中、順 がが食料品に係る適用税率です。 [0] と記載のある国は食料品についてゼロ税率が適用される国です。「非」と記載のある国は、食料品が非課税となる国です。 なむ、軽級税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合があります。 EC 指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率を否定する考え方を採っていましたが、令和4年4月の改正により、
 - 3. EC 指令においては、 特定の品目についてはゼロ税率及び5%未満の軽減税率が認められました。 4. イタリアについては 2022 年 7 月時点の数字。

日本の消費税は、平成元年に導入され ました。これと同じような税制の付加価 値税は、世界150以上の国や地域で採用 されています。

諸外国においても食料品に軽減税率を 適用するなど、税負担を緩和する制度が 導入されています。

「付加価値税率の国際比較」(財務省)を基に作成





注)1. 夫婦と子ども2人の給与所得者の場合。 2. 邦貨換算レート: 1ドル=142円、1ボンド=168円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場。 令和5年(2023年)1 月適用)。なお、端数は四捨五入している。

所得税と住民税を合わせた金額は、収 入が多くなるほど高い割合になっていま す。この所得が多い人ほど税率が高くな る仕組みを累進課税といい、国民にはそ れぞれの所得に応じた税金を納めてもら おうという考え方に基づいています。

「給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較」 (財務省)を基に作成

6. これからの社会と税を考えてみよう (生徒用P10)

【学習のねらい】

日本が抱える問題の一つである少子高齢化の状況を説明し、今後の社会経済に与える影響や持続可能な社会の実現について考えさせる。

(学習活動)

増加する社会保障のための費用(年金・医療・介護・子育てなど)を誰がどのような形で負担するのがよいのか、前ページの「税の国際比較」も参考に考えさせる。

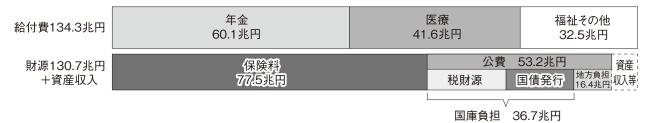
また、国民の負担(税)と受益(公共サービス)のバランスと改善策について、考えさせる。

■社会保障給付と財源の現状

社会保障給付費は、令和5年度において134兆円程度と見込まれており、この給付を保険料の約60%と公費(国・地方)の約40%などの組合せにより賄っています。

公費負担は、本来税財源で賄われるべきであるが、公債の発行に頼っており、将来世代に負担を先送り している状況です。

社会保障給付費(令和5年度予算ベース)



「社会保障の給付と負担の現状」(厚生労働省)を基に作成

■これからの社会と税にとって重要な課題

少子高齢化の原因は、平均寿命が延びたことと、平均出生率が減少したことです。

少子高齢化の問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する 働き手が減っていくことです。

子育てしやすい社会、誰もが活躍できる社会を実現するためには、大きな費用を必要とし、その財源の中心は税金です。どれだけの公的サービスを受け、その費用をどう負担すべきかを考えていく必要があります。

■主権者として

私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くの公的サービスが存在しており、 私たちはその恩恵を受けています。税は、それらにかかる費用を賄うもの、いわゆる公的サービスの対価です。 税はすべての国民が安心して暮らせる社会を支えるために、皆で広く公平に分かち合う社会の会費のよう なものであると言えます。

しかしながら、現在、租税収入だけではこれらの費用を確保できないことから、多くの国債を発行し、公債残高も増加の一途をたどっていることに加え、少子高齢化など、将来世代に大きな負担を強いることが危惧されています。そのため、国民の負担と受益のバランスを見直し、租税の意義と役割について、主権者として主体的に考えていく必要があります。

※ 18 歳になれば選挙権が与えられ政治に参加することになり、さらに令和4年度からは成年年齢が18 歳 に引き下げられました。 Ι

П

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

| | | 年 | 組 | 番 | 名前 | | |
|------------------------|---------------------|----------------|------|----------|---------------|-----------------------------|-----------|
| 税の種類について 表の①~⑩にあて | | から選びまし | よう。 | | | | |
| | (①)稅 | | | 10 \ | (②)税 | | 15145 } \ |
| | (税を納める人 | | | | () | 5人と負担する人? | |
| (③)稅 | (⑤)税······/ | | | | (⑨)稅··· | …買い物をしたと | き |
| (国に納める) | (⑥)稅 | | · · | | (⑩)稅… | …たばこを買うと | |
| (④)稅 | ④)税 (⑧)税土地や家 | | | いると | 地方(9) | 税買い物をし | たとき |
| (各地方に納める) | | | | | 1 | !(⑩) 税、市 たばこを買う | |
| 【語群】直接 間 | 接 国 地方 房 | 斤得 消費 | 法人 | たばこ 木 | 目続 固定資産 | 贈与 | |
| 1 | 2 | | 3 | | 4 | (5) | |
| 6 | 7 | | 8 | | 9 | 10 | |
| 2 日本国憲法 | 適切な語句で埋めたは、 ① 、基 | 基本的人権の る国民の | _ | | | 〔則から成り立って 受けさせる義務、 | |
| (1) | <u>(2)</u> | | | (3) | | 4) | |
| | | | | | | | |
| その他 次の①②③を何と | いうか調べてみまし | よう。 | | | | | |
| " | い人には高い税負 ☆軽くする制度 | !担を求め、 | 少ない | A | 1 | | 制度 |
| ② 税金などのう経済活動 |)収入をもとに国 | や地方公共 | 共団体が | 行 | 2 | | |
| ③ 国の歳入れ | が足りないとき、 (証券) | 不足分を補 | 前うため | 発 | 3 | | |

税金クイズ

問1 税金には、いろいろな種類があります。日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょう? 【①約25種類 ②約50種類 ③約1,500種類】

答&説明 答は②約50種類です。

令和6年1月1日現在で、国に納める国税が26種類、府県や市町村に納める地方税が約25種類あります。また、令和6年度から、「森林環境税」が創設され、国内に住所のある個人に対して国税として課税されます。

ところで、地方税に「約」という言い方をする理由は、府県や市町村ごとに定められている税金があり、地域に よって若干違いがあるためです。

これ以外にも各地方自治体の条例により定められた税金があります。

また、③の約1,500種類は、江戸時代にあった税(年貢や諸役)の数です。

問2 税金がかかるものはどれでしょう?

【①ノーベル賞の賞金 ②宝くじの当せん金 ③クイズの懸賞金】

答&説明 答は③クイズの懸賞金(一時所得)です。

①のノーベル賞の賞金 (ノーベル基金から交付される金品) は、所得税法第9条の規定により「非課税所得」とされ、税金はかかりません。②の宝くじの当せん金は、当せん金付証票法という法律によって税金はかかりません。

問3 税はいつの時代からあったでしょう?

【①弥生時代 ②飛鳥時代 ③鎌倉時代】

答&説明 答は①弥生時代です。

三世紀に書かれた『魏志倭人伝』の邪馬台国に関する記述の中に「収祖賦有邸閣(租 [税]を収める倉庫が有る。)」とあります。それが、日本の税に関する最初の記録です。

- ②の飛鳥時代には、租(収穫した穀物の3%)・庸(労役または布の物納[男子のみ])・調(絹、地方特産物を運搬納税)・雑徭(ぞうよう)(土木工事等、年60日間の労役)がありました。
- ③の鎌倉時代には、田租(年貢)を中心とし、それ以外に、同業者の集まりの座が生産販売を独占し、その見返りとして座役(製品や貨幣)を領主に納めていました。

問4 昔、イギリスでトランプに税金がかけられていたとき、税金を納めた証明をトランプに表示していました。 いったいどのマークでしょう?

【①ジョーカー ②スペードのエース ③ハートのキング】

答&説明 答は②スペードのエースです。

1711年にイギリスでトランプが流行したとき、トランプに税金がかけられました。その後、「このトランプは確かに税金を納めています」という納税の証明として、スペードのエースだけ政府が印刷し、それを業者が買って1組そろえるようになりました。中には脱税しようと偽ものが出回るようになったため、簡単には偽造できないような複雑なデザインになっていきました。

問5 税務署が徴収した税金の使い道はどこで決められるでしょう?

【①税務署 ②内閣 ③国会】

答&説明 答は③国会です。

税務署が徴収した税金は国の収入(歳入)になります。国の税金の使い道(歳出)は、内閣から提出された予算 案を国会で審議し、決定されます。

なお、国会は、国民が選挙で選んだ国会議員によって構成されており、選ばれた代表者が決めごとをするこのような仕組みを間接民主主義と言います。

問6 世界で実際にあった税はどれでしょう?

【①めだか税 ②かえる税 ③へび税】

答&説明 答は②かえる税です。

中世のフランスにお金ではなく労働で納める税があり、堀の蛙がケロケロ鳴いて領主の睡眠を妨げるため、領民に交代で水面を叩いて蛙の鳴くのを止めさせたと言われています。

【P13プリント解答】

- Ⅰ ①直接 ②間接 ③国 ④地方 ⑤所得 ⑥法人 ⑦相続 ⑧固定資産 ⑨消費 ⑩たばこ
- Ⅱ ①国民主権 ②平和主義(①,②順不同) ③教育 ④納税
- Ⅲ ①累進課税 ②財政 ③国債

授業の参考にするには!

主な関係各省庁ホームページ

国税庁(https://www.nta.go.jp/) 財務省(https://www.mof.go.jp/)

和歌山県(https://www.pref.wakayama.lg.jp/)

※その他各市町村のホームページもご覧ください。

税に関する情報は 国税庁ホームページで

【掲載画像は令和6年5月現在のものです】



生徒の皆さんへ

税についてもっと詳しく学びたい生徒には、こちらの資料もご活用ください。

先生方へ

「税の意義・役割」についての 教材・講師用マニュアル等を 提供しています。



編集·発行和歌山県租税教育推進連絡協議会

〒640-8143 和歌山市二番丁3 (和歌山地方合同庁舎 和歌山税務署内) 電話 073-424-2131 (代表)